

## 函館市くらしのサポーター養成業務に関する業務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、函館市生活支援体制整備事業実施要綱第4条第1号に規定する、住民主体の助け合い活動等の担い手となるボランティア（以下「くらしのサポーター」という。）の発掘および養成（以下「養成業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 養成業務の実施主体は函館市とする。ただし、養成業務の実施を適切、公正、中立的かつ効率的に実施することができると認める者に委託することができる。

### (対象者)

第3条 養成業務の対象者は、原則として本市に住民票を置く者、かつ住民主体の助け合い活動等に携わる意思のある者とする。

### (研修内容)

第4条 養成業務において実施する研修は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 基礎研修

地域における住民主体の助け合い活動の入門的なもの

#### (2) 実践研修

前号の基礎研修修了者を対象に、自ら地域で助け合い活動が実践できるリーダーの養成および共に地域で活動する仲間づくりを目的としたもの

### (研修の申込み)

第5条 前条の研修を受講しようとする者は、研修の実施前に市に申し込まなければならない。

### (受講者の決定)

第6条 市は、前条の申込みを受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、受講者として決定し、その旨を通知するものとする。

### (受講料)

第7条 第4条の研修の受講料は無料とする。ただし、サロン活動等の見学等に係る交通費等の実費は、受講者が負担するものとする。

### (修了証)

第8条 市長は、第4条第1号の基礎研修の全課程を修了した者（以下「修了者」

という。) に対して、修了証を交付するものとする。

(修了者の情報の登録)

第9条 修了者は、活動内容および活動圏域等を記載した「くらしのサポーター登録カード(以下「カード」という。)」を任意で市に提出し、市は、当該カードに記載された情報を管理する台帳を作成するものとする。

(活動に向けた支援)

第10条 市は、修了者が住民主体の助け合い活動等に円滑に取り組んでいくための支援その他必要な情報提供等を実施するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。